



週間情報



No.2744

発行日 平成27年11月17日

発行所 全国消防長会

一般財団法人全国消防協会

担当 企画部企画課 電話 03(3234)1321

両会の動き

◆ 第22回全国消防長会総務委員会を開催

全国消防長会総務委員会

平成27年11月10日(火)、東京都港区(アジュール竹芝)において、第22回全国消防長会総務委員会を開催しました。

会議における議題等は次のとおりです。

【議題審議】

- 1 消防本部における女性消防吏員の活躍促進について
- 2 次期開催地について

【情報提供】

東京2020^{ニエゼロニエゼロ}オリンピック・パラリンピック競技大会を見据えた港湾消防施設の整備等について



【総務委員会の様子】

◆ 2020年オリンピック・パラリンピック東京大会等に関する情報連絡会(第1回)を開催

全国消防長会

平成27年11月11日(水)、東京都千代田区(スクワール麹町)において、2020年オリンピック・パラリンピック東京大会等に関する情報連絡会(第1回)を開催しました。

連絡会における情報連絡については次のとおりです。

【連絡事項】

- 1 各消防本部からの情報連絡
 - ・ 東京消防庁
 - ・ 横浜市消防局
 - ・ 千葉市消防局
- 2 オリパラ等情報連絡室からの情報連絡
- 3 その他



【情報連絡会の様子】

◆ 平成２７年度全国消防長会役員会の審議結果に基づく「消防関係予算の所要額確保に関する要望」を実施

全国消防長会

平成２７年１０月２９日（木）に熊本県熊本市にて開催されました役員会の審議結果に基づき、「消防関係予算の所要額確保に関する要望」を１１月１６日（月）に、総務省において高橋会長及び岡田財政委員会委員長（神戸市消防局長）が高市総務大臣等宛に行いました。

実施当日は、森屋政務官、桜井事務次官、佐々木消防庁長官の３名に順次直接お会いし、要望書を手渡しました。

【消防関係予算の所要額確保に関する要望】

東日本大震災の発生以来、国民の防災意識がますます高まっているなか、今後発生が危惧されている南海トラフ地震や首都直下地震をはじめとする巨大地震に対応するため、消防防災体制及び広域応援体制の充実強化は、各自治体において喫緊の課題となっている。

そのような中、今年９月には、関東・東北豪雨により、茨城県常総市において鬼怒川の堤防が決壊し、周辺地域に甚大な被害が発生したことをはじめ、集中豪雨による土砂災害、火山噴火等の自然災害、さらには、簡易宿泊所における火災や製造所等における爆発火災等が発生し、国民を取り巻く災害態様は複雑多様化の様相を呈している。

また、わが国は、少子高齢化の進展を背景とした高齢者人口割合の増加等により、増大する救急需要への対応や、災害時における災害時要援護者の安全確保などの課題を抱えている。そうした社会情勢のなか、各自治体の消防防災においては住民の生命、身体及び財産を守るという責務を、これまで以上に果たすことが求められている。

こうした背景に加え、国は、平成３０年度末までに、緊急消防援助隊の登録部隊を、６，０００隊規模へと増強する計画を示しており、各自治体においては、さらなる消防防災体制の強化を図るため、様々な施策に取り組んでいるところである。しかし、これらの施策を着実に実行するためには、現行の財政措置の継続のみならず、国による一層の財政支援が必要不可欠である。

現下の厳しい地方財政環境の中、国及び地方が重点的に取り組んでいる大規模災害に係る事業と併せて、変化する社会情勢に的確に対応した消防防災体制の充実強化を図り、国民の消防活動への期待に確実に対応できるよう、特に次の事項の実現について、強く要望する。

１ 予算概算要求額の満額確保について

(1) 緊急消防援助隊、常備消防力の充実強化について

緊急消防援助隊の大幅増隊に向けて必要な車両を整備するための緊急消防援助隊設備整備費補助金及び常備消防力の充実強化を図るための消防防災施設整備費補助金等の概算要求額９７．６億円を満額確保すること。

(2) 消防団を中核とした地域防災力の充実強化について

消防団員の災害対応能力の更なる向上を図り、地域防災力を一層強化させるため、消防団への女性・若者等の加入促進や、装備・訓練の充実強化などに必要となる費用の概算要求額８．４億円を満額確保すること。

(3) 被災地における消防防災体制の充実強化について

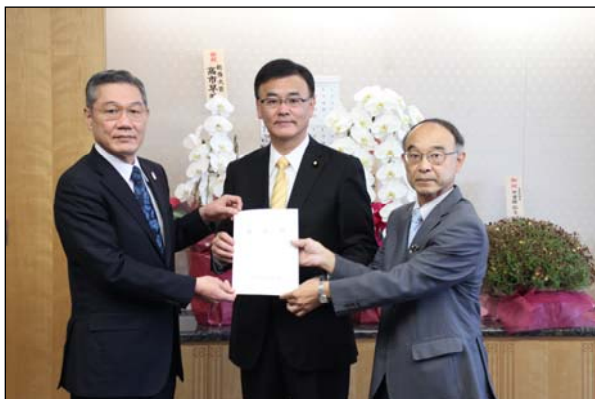
東日本大震災により被害を受けた消防防災施設・設備の早期復旧を支援するほか、原子力災害避難指示区域における大規模林野火災等への対応にかかる費用を含めた概算要求額６５．０億円（復興特別会計）を満額確保すること。

(4) その他の消防活動に必要な経費について

上記(1)～(3)のみならず、火災予防対策の推進や消防防災分野における女性の活躍促進にかかる費用のほか、伊勢志摩サミット、２０２０年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた大都市等の安全・安心対策に必要な費用等、消防庁の概算要求額を満額確保すること。

2 地方交付税の所要額の確保について

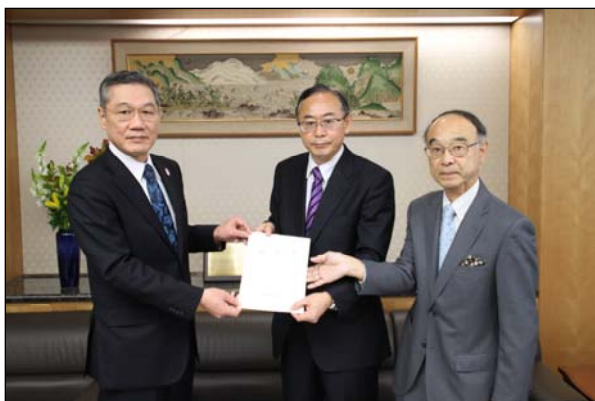
消防機関が、消防活動を行う上で必要な財源となる地方交付税の所要額を確保すること。また、耐震性貯水槽をはじめとする、巨大地震に備えるために必要な都市基盤施設の整備に支障が生じないよう、緊急防災・減災事業債、防災対策事業債及び施設整備事業債（一般財源化分）の元利償還金に対する交付税措置を継続すること。



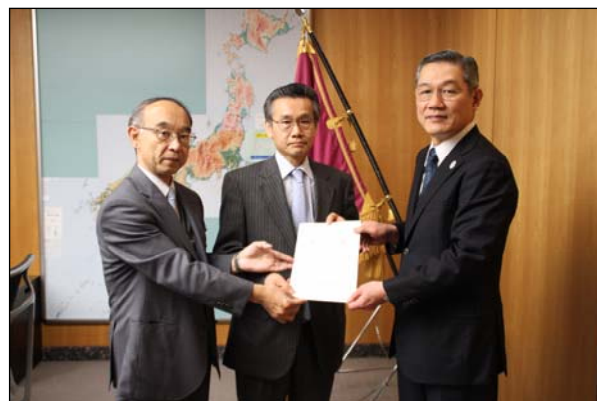
【森屋政務官への要望の様子】



【森屋政務官との意見交換の様子】



【桜井事務次官への要望の様子】



【佐々木消防庁長官への要望の様子】

消防本部の動き

行事

◆ 「これだけはおぼえてほしい！ 30分 救命&AED講習」を開催

西尾市消防本部（愛知）

西尾市消防本部では、応急手当の普及啓発を目的として、救急医療週間（平成27年9月6日（日）～12日（土））のうち3日間当市市役所ロビーにおいて、10月11日（日）に、にしお都市緑化フェア会場において、通常3時間の普通救命講習を受講することができない方を対象に「これだけはおぼえてほしい！ 30分 救命&AED講習」を開催しました。

本講習では、延べ211人と多くの方が参加し、心肺蘇生法とAED使用時の重要なポイントについて講習を行うとともに、今後、普通救命講習受講の働きかけを行いました。

また、会場においては、当市消防本部で作成した「救命カード」を多くの方に配布し、応急手当の普及啓発を図ることができました。



【西尾市役所での講習の様子】



【にしお都市緑化フェアでの講習の様子】

◆ 「訓練、伝承、絆、3つの柱で地域の防災力向上」合同防災訓練を実施

松戸市消防局（千葉）

松戸市消防局六実消防署では、平成27年9月13日（日）、地域の防災力向上のため、管内の五香東町町会及び五香本町町会の合同防災訓練に指導隊として参加しました。

今回の防災訓練では、約200名の地域住民が参加し、「訓練の必要性、過去の災害における教訓で得た知識の伝承、そして地域住民同士の絆の重要性」についての防火講話を行いました。

また、実技訓練では、AED（自動体外式除細動器）を使った心肺蘇生法を中心に、消火訓練、避難訓練等を行い、多くの市民が積極的に訓練へ参加しました。特にAEDは、近年コンビニエンスストア等でも多く設置され、住民生活の中でより身近になったことから、参加者はこれまでに以上に関心が高く、一人一人が理解を深めました。

今後も防災訓練において、多くの知識及び技術を市民の方々に伝え、管内地域の更なる防災力向上に努めてまいります。



【合同防災訓練の様子】

◆ 第3回高知県緊急消防援助隊受援・応援訓練を実施

高知県消防長会（高知）

高知県消防長会では、平成27年9月19日（土）及び20日（日）、南国市消防本部管内において、第3回高知県緊急消防援助隊受援・応援訓練を12機関329名で実施しました。

この訓練は、大規模災害時等において、高知県内全域が被害を受けた場合を想定し、高知県内消防本部が緊急消防援助隊の要請要領、指揮支援隊の受入れ及び関係機関との円滑な連絡調整並びに県外への高知県緊急消防援助隊の派遣時の連携体制の強化を主眼とした訓練で、今回で第3回目となりました。

今年度は、南国市消防本部が主体となり初日に図上訓練を、二日目に実働訓練を実施しました。

来年度以降も、同様の訓練を高知県内の消防本部が持ち回りで行うことで、主体となる消防本部のみではなく、高知県全体の消防力の向上を目指していきます。



【図上訓練の様子】



【実働訓練の様子】

◆ 平成27年度消防部隊運用訓練を実施

いわき市消防本部（福島）

いわき市消防本部では、平成27年10月3日（土）及び4日（日）、廃校となった小学校の校舎を活用し、大隊による消防部隊運用訓練を実施しました。

今回の訓練は、校舎を共同住宅とみなし、室内に濃煙状態を再現して、実災害と同様に混乱する現場状況を作り、ブラインド型訓練として行いました。

また、本訓練をより効果的なものとするため、前週には各消防署の中隊長を対象に、先着中隊長による災害実態の把握及び各隊の活動下命等を習得する「中隊長研修」を実施しました。

今後も、専従指揮隊の創設を目標に、各種事業を展開してまいります。



【消防部隊運用訓練の様子】

◆ 特別救助隊ロープレスキュー訓練会を実施

能代山本広域市町村圏組合消防本部（秋田）

能代山本広域市町村圏組合消防本部では、平成27年10月6日（火）、救助技術の向上、隊員間の連携強化、救助活動における安全性、確実性及び迅速性の向上を目的として特別救助隊ロープレスキュー訓練会を実施しました。

当消防本部から59名、近隣の3消防本部からも31名の救助隊員が訓練に参加し、ロープレスキュー資器材の使用方法を確認した後、現場を想定した訓練を行いました。

今後も近隣消防本部と協力し、お互いに交流を深めながら救助技術の向上を目標に訓練を実施していきたいと考えています。



【特別救助隊ロープレスキュー訓練会の様子】

研 修 等

◆ 小規模社会福祉施設等における夜間防火管理体制研修会を開催

稲敷広域消防本部（茨城）

稲敷広域消防本部では、平成27年9月及び10月、各消防署において小規模社会福祉施設職員を対象とした、各々の施設に最も適した実行動マニュアルの策定を目標に、火災図上演習（Fire Imagination Game）研修会を開催しました。

今回の研修会は訓練計画の立案「Plan」、訓練の実施「Do」、訓練の反省「Check」、課題の改善「Action」の避難訓練のPDCAサイクルを学び、主に訓練計画の立案「Plan」を実習しました。

実習は数人の班に分かれ、図面を基に「私だったらこうする！」等の意見を出し合い、班としての訓練計画を立てました。実習後の意見交換でもいろいろな意見・質疑が出され、防火安全対策に対する意識の高さを実感しました。この研修会で学んだことを各施設の訓練に反映していきたいと思っています。



【火災図上演習（FIG）研修の様子】

◆ MC作業部会口頭指導研修会を実施

熊毛地区消防組合消防本部（鹿児島）

熊毛地区消防組合消防本部では、平成27年9月12日（土）、管轄の屋久島地区において、熊毛地区地域救急業務高度化協議会作業部会主催による、第2回目となる消防職員を対象とした口頭指導研修会が実施されました。

研修は、緊急度が高い心肺停止患者が発生し、119番通報を受けた際、いかなる通報者に対しても的確に状況を把握し、必要な処置をわかり易く口頭指導できるかという内容でした。

今回は、医療法人徳洲会 屋久島徳洲会病院 山本晃司院長を指導医として招き、消防職員17名とボランティアスタッフ49名、合計67名が参加しました。

研修の課題として、救命講習等の受講歴が全くない通報者に対して、通信員が必要な処置を的確に判断し、わかり易く口頭指導し緊急度の高い患者に質の高い胸骨圧迫、人工呼吸を実施してもらえるかなど多くの課題が出ました。

また、通報者役の中学生や高校生からは、このような機会を利用し応急手当講習等を受講したいとの声を聞くことができ、改めて低年齢層の応急手当の普及啓発活動の重要性を実感しました。今後の救命率向上を目指すための有意義な研修となりました。



【MC作業部会口頭指導研修会の様子】

◆ 防災講座を実施

大分市消防局（大分）

大分市消防局では、平成27年9月16日（水）、公益財団法人 日本防災協会九州事務所長 牛島呈氏を講師に迎え、職員対象の研修会として防災講座を実施しました。

この講座は、防災規制をする消防職員が、火災を抑制し、火災の被害を軽減することができる防災について学び、防災に対する知識を深めることを目的として実施したものです。講義や燃焼実験等を通じて、防災の効果や防災物品等を使用することの重要性を再認識することができました。



【防災講座の様子】



【燃焼実験の様子】

◆ 危険体感塾研修を実施

渋川広域消防本部（群馬）

渋川広域消防本部では、平成27年10月13日（火）、大同特殊鋼（株）渋川工場において、本年度当消防本部新規採用職員を対象に公務災害に対する安全感性と危険回避能力を高めることを目的に『危険体感塾』研修を実施しました。

この研修は、平成25年度より人材育成の一環で定期的に行われ、各種消防活動で見られる「挟まれ」、「墜落」、「爆発」などの大きな怪我につながる可能性が高いものについて、職員の安全活動に対するマンネリ化を打破するため、体験学習を通じて危険回避能力の向上を図っており、今回で16回目、職員受講者人数延べ125名となりました。



【危険体感塾研修の様子】

そ の 他

◆ 救急講演会及び応急手当普及啓発功労者表彰を実施

四日市市消防本部（三重）

四日市市消防本部では、平成27年10月13日（火）、救急講演会を開催しました。当市で初めてとなる緩和ケアを中心とした在宅医療専門のクリニックを開設された石賀丈士医師を招き、「在宅医療の最前線」と題して在宅医療の現状、取り組みについて講演していただきました。

また、10月21日（水）には、応急手当普及啓発への取り組みが積極的で他の模範となる救急ボランティアの方と事業所に対して消防長から感謝状と記念品を贈呈しました。



【救急講演会の様子】



【感謝状贈呈式の様子】

◆ 芝消防署の新庁舎が「イタリア街」にオープン

東京消防庁（東京）

東京消防庁芝消防署は、港区東新橋二丁目汐留西地区の通称「イタリア街」へ新築移転し、平成27年10月18日（日）に落成式を行い、28日（水）から運用を開始しました。

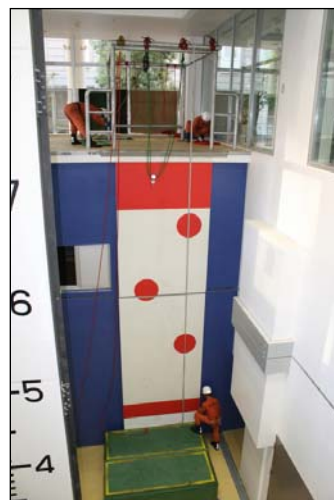
当署は、明治14年に設置され134年の歴史があり、旧庁舎は、昭和48年から使用していましたが、老朽化・狭隘化が進み、新たなニーズに対応するため庁舎を新築しました。

新庁舎は、イタリア街の街並みの景観ガイドラインに沿ったデザイン・色合いで、建物の周りに沿って造られたポルティコという建築様式の回廊から、地下2階から地上2階まで縦穴区画された吹抜けの屋内訓練場の様子が伺える開放的な庁舎となっています。

ガラス越しに消防隊の熱い生の訓練や活動をいつでも見学できるようになっており、地域の皆様から信頼を得て、世界一の安全・安心な都市東京となるよう署員一丸となり、気持ちを新たにしました。



【新庁舎の外観】



【屋内訓練場の様子】

消防学校からの便り

◆ 初任科学生主体による消防活動訓練を実施

福岡市消防学校（福岡）

福岡市消防学校では、平成27年10月28日（水）、本年4月1日付けの新規採用職員48名が、無事初任科第45期基礎教育課程を修了しました。

今年度は、本課程修了にあたり、期間中に学んできた基礎技術を生かす場として、初任科学生を2グループに分け、事前に学生が考えた想定をお互いに提示し、指示された条件のもと自ら考えて活動する訓練を実施しました。

計画段階から運営、さらに活動までを学生主体で実施し検討を行うことで、より自主性及び積極性を持った活動が養われ、教育成果を十分に発揮する場となりました。

今後も、効果的な訓練のあり方について検討し、受け身の姿勢ではなく考えて行動ができる職員の育成に努めていきたいと考えています。



【消防活動訓練の様子】

消防庁通知等

◆ 「女性消防吏員の活躍推進に向けた取組」ホームページの開設について（１１月６日、事務連絡）

消防・救急課より、各都道府県消防防災主管課あてに次のとおり事務連絡されましたのでお知らせします。

平素から消防庁の事務事業にご理解と御協力を賜り、誠にありがとうございます。

消防本部における女性職員の更なる活躍に向けた検討会報告書（平成２７年７月２９日公表）の提言を踏まえ、取組の「見える化」を進めるため、消防庁ホームページに標記ページを開設しました。

今後は各消防本部に共有すべき情報等も掲載するなど、内容の充実を図っていく予定ですので、女性消防吏員の活躍推進に向けた取組を進めるための参考としてください。

なお、今後、各消防本部等の各種取組に関する情報提供等を御依頼することがありますので、その際は御協力をお願いします。（以下省略）

○ 全文は、消防庁ホームページ

(http://www.fdma.go.jp/concern/law/tuchi2711/pdf/271106_jimurenraku.pdf) に掲載されています。

【問い合わせ先】

消防・救急課 職員第一係
担当：大河内、永田

◆ 対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令の公布等について（１１月１３日、消防第４５６号）

消防庁次長より各都道府県知事、各指定都市市長あてに次のとおり通知されましたのでお知らせします。

対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令（平成２７年総務省令第９３号）が本日公布されました。

その内容は、対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令（平成１４年総務省令第２４号。以下「対象火気省令」という。）の施行後１０年以上が経過し、当初想定していなかった設備及び器具が流通してきたことから、それらへの対応を図るため、当該設備及び器具に係る離隔距離（可燃物等との間に設けるべき火災予防上安全な距離をいう。）に関する規定を整備するものです。

また、これに伴って、火災予防条例（例）（昭和３６年１１月２２日付け自消甲予発第７３号）についても、所要の改正を行いました。

貴職におかれましては、下記事項（省略）に留意の上、執務の参考とするとともに、各都道府県にあっては、貴都道府県内の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対してもこの旨周知されるようお願いいたします。

なお、本通知は、消防組織法（昭和２２年法律第２２６号）第３７条の規定に基づく助言として発出するものであることを申し添えます。

○ 全文は、消防庁ホームページ

(http://www.fdma.go.jp/concern/law/tuchi2711/pdf/271113_yo456.pdf) に掲載されています。

【問い合わせ先】 予防課

担当：齋藤、岡、境

◆ 「電気を熱源とする調理用機器とグリスフィルターの離隔距離について」の一部改正について（１１月１３日、消防予第４５８号）

予防課長より各都道府県消防防災主管部長、東京消防庁・政令指定都市消防長あてに次のとおり通知されましたのでお知らせします。

電気を熱源とし、一般家庭で使用される調理用の設備及び器具とグリスフィルターとの火災予防上安全な距離（以下「離隔距離」という。）については、「電気を熱源とする調理用機器とグリスフィルターの離隔距離について」（平成２６年３月１４日付消防予第７５号。以下「７５号通知」という。）により示しているところです。

本日、「対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令」（平成２７年総務省令第９３号。）が公布されたことに伴い、７５号通知を下記（省略）のとおり改正することとしました。

東京消防庁・政令指定都市消防長におかれましては、下記事項（省略）に留意の上、その運用に十分配慮されるとともに、各都道府県消防防災主管部長におかれましては、貴都道府県内の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対してもこの旨周知されるようお願いいたします。

なお、本通知は、消防組織法（昭和２２年法律第２２６号）第３７条の規定に基づく助言として発出するものであることを申し添えます。

○ 全文は、消防庁ホームページ

(http://www.fdma.go.jp/concern/law/tuchi2711/pdf/271113_yo458.pdf) に掲載されています。

【問い合わせ先】 予防課予防係
担当：齋藤、岡

◆ 火災予防条例（例）の一部改正に係る参考資料の送付について（１１月１３日、事務連絡）

予防課より各都道府県消防防災主管課、東京消防庁・政令指定都市消防本部あてに次のとおり事務連絡されましたのでお知らせします。

本日、「対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令」（平成２７年総務省令第９３号）が公布されたことに伴い、同日付けで「対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令の公布等について（通知）」（平成２７年１１月１３日消防予第４５６号）により、火災予防条例（例）の改正について通知したところですが、その改正の考え方について、別添（省略）のとおり参考資料を作成しましたので、送付します。

各都道府県消防防災主管課におかれましては、貴都道府県内の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対しても、この旨周知いただきますようお願いいたします。

○ 全文は、消防庁ホームページ

(http://www.fdma.go.jp/concern/law/tuchi2711/pdf/271113_jimurenaku.pdf) に掲載されています。

【問い合わせ先】 予防課予防係
担当：齋藤、岡

報道発表

◆ 対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令（案）に対する意見募集の結果及び省令の公布（１１月１３日、消防庁）

消防庁では、「対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令（案）」の内容について平成２７年９月１０日から平成２７年１０月１３日までの間、国民の皆様から広く意見を募集したところ、５件の御意見をいただきました。このたび、それらに対する考え方を取りまとめましたのでお知らせします。また、意見募集の結果等を踏まえて検討し、本日、「対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令」を公布しましたので併せてお知らせします。（以下省略）

○ 全文は、消防庁ホームページ

(http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/houdou/h27/11/271113_houdou_1.pdf) に掲載されています。

【問い合わせ先】 予防課
担当：五月女補佐、境

◆ パッケージ型自動消火設備の設置及び維持に関する技術上の基準の一部を改正する件（案）等に対する意見募集（１１月１３日、消防庁）

消防庁は、パッケージ型自動消火設備の設置及び維持に関する技術上の基準の一部を改正する件（案）等の内容について、平成２７年１１月１４日から平成２７年１２月１４日までの間、意見を募集します。

１ 主な改正内容

パッケージ型自動消火設備の設置及び維持に関する技術上の基準の一部を改正する件（案）は、延べ面積２７５平方メートル未満の施設に対応したパッケージ型自動消火設備の設置及び維持に関する技術上の基準（告示）を新たに定めるものです。

２ 意見募集対象及び意見募集要領

○ 意見募集対象

パッケージ型自動消火設備の設置及び維持に関する技術上の基準の一部を改正する件（案）等

○ 意見募集要領の詳細については、別紙（省略）を御覧ください。

３ 意見募集の期限

平成２７年１２月１４日（月）（必着）（郵送についても、募集期間内の必着とします。）

４ 今後の予定

皆様からお寄せ頂いた御意見を検討した上で、当該告示を公布する予定です。

○ 全文は、消防庁ホームページ

(http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/houdou/h27/11/271113_houdou_2.pdf) に掲載されています。

【問い合わせ先】 予防課
担当：五月女補佐、境

情報提供

◆ 平成28年度消防大学学校教育訓練計画の策定（11月11日、消防大学校）

消防大学校では、消防行政の実態に即応した教育内容等の見直しを逐次行い、教育の充実強化に努めています。平成28年度においては、女性消防吏員活躍推進講習会を新設するとともに、各学科等に5%の女性消防吏員枠を設けました。

また、国際的な大規模イベント（ラグビーワールドカップ2019、2020年オリンピック・パラリンピック競技大会等）の開催にあたり、消防のNBC災害対応力の強化を図るため、NBCコースの教育日数を10日間から15日間に増やし、教育内容を充実させます。

- 全文は、消防大学校ホームページ（<http://fdmc.fdma.go.jp/information/docs/4-2.pdf>）に掲載されています。

【問い合わせ先】消防大学校教務部
担当：富岡教授、久富

※ 消防庁各課室の直通電話番号は（<http://www.fdma.go.jp/neuter/about/tel.html>）に掲載されています。

週間情報では、各本部の身近な情報を掲載していますので情報をお寄せ下さい。

週間情報への投稿は企画課へ！

TEL 03-3234-1321 FAX 03-3234-1847 E-mail : weekly@fcaj.gr.jp